

平成25年第 1 回定例会

(第 4 日)

平成25年 3 月 18 日

平成25年第1回平川市議会定例会議事日程（第4号）平成25年3月18日（月）

午前10時開議

- 第1 議案第4号 平川市議会議員及び平川市長の選挙における選挙公報の発行に関する条例案
議案第17号 弘前地区消防事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び弘前地区消防事務組合規約の一部変更について
議案第18号 工事の請負契約について
議案第21号 市有財産の減額貸付けについて
議案第22号 市有財産の減額貸付けについて
議案第23号 市有財産の無償貸付けについて
議案第24号 財産区有財産の無償譲渡について
議案第51号 平成24年度平川市一般会計補正予算案（第9号）
議案第59号 平成24年度平川市荒田財産区一般会計補正予算案（第1号）
議案第60号 平成24年度平川市大坊財産区一般会計補正予算案（第2号）
議案第61号 平成24年度平川市柏木町財産区一般会計補正予算案（第1号）
議案第62号 平成24年度平川市大字大光寺財産区一般会計補正予算案（第1号）
議案第63号 平成24年度平川市平田森財産区一般会計補正予算案（第1号）
議案第64号 平成24年度平川市新館財産区一般会計補正予算案（第1号）
議案第65号 平成24年度平川市原田財産区一般会計補正予算案（第2号）
議案第66号 平成24年度平川市碓ヶ関財産区一般会計補正予算案（第1号）
請願第2号 地方財政の充実・強化を求める請願
- 第2 議案第8号 平川市都市公園条例の一部を改正する条例案
議案第9号 平川市営住宅管理条例の一部を改正する条例案
議案第13号 平川市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例案
議案第14号 平川市道路法施行条例案
議案第15号 平川市移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例案
議案第16号 平川市営住宅等の整備基準を定める条例案
議案第19号 市道路線の廃止について
議案第20号 市道路線の認定について
議案第57号 平成24年度平川市水道事業会計補正予算案（第3号）
議案第58号 平成24年度平川市下水道事業会計補正予算案（第3号）
請願第1号 TPPへの参加反対の意見書を求める請願
- 第3 議案第2号 平川市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例案
議案第3号 平川市国民健康保険診療施設条例の一部を改正する条例案

- 議案第 5 号 平川市新型インフルエンザ等対策本部条例案
- 議案第 6 号 平川市指定地域密着型介護老人福祉施設の入所定員を定める条例案
- 議案第 7 号 平川市指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に関する基準を定める条例案
- 議案第 10 号 平川市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例案
- 議案第 11 号 平川市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例案
- 議案第 12 号 平川市一般廃棄物処理施設の技術管理者の資格を定める条例案
- 議案第 25 号 平川市屋内プール（ゆうえい館）の指定管理者の指定及び指定管理者の管理の期間について
- 議案第 52 号 平成 24 年度平川市国民健康保険特別会計補正予算案（第 3 号）
- 議案第 53 号 平成 24 年度平川市介護保険特別会計補正予算案（第 3 号）
- 議案第 54 号 平成 24 年度平川市後期高齢者医療特別会計補正予算案（第 2 号）
- 議案第 55 号 平成 24 年度平川市国民健康保険診療施設事業診療所特別会計補正予算案（第 4 号）
- 議案第 56 号 平成 24 年度平川市学校給食センター特別会計補正予算案（第 3 号）

- 第 4
- 議案第 26 号 平成 25 年度平川市一般会計予算案
 - 議案第 27 号 平成 25 年度平川市国民健康保険特別会計予算案
 - 議案第 28 号 平成 25 年度平川市介護保険特別会計予算案
 - 議案第 29 号 平成 25 年度平川市後期高齢者医療特別会計予算案
 - 議案第 30 号 平成 25 年度平川市国民健康保険診療施設事業診療所特別会計予算案
 - 議案第 31 号 平成 25 年度平川市学校給食センター特別会計予算案
 - 議案第 32 号 平成 25 年度平川市尾上地区住宅団地温泉事業特別会計予算案
 - 議案第 33 号 平成 25 年度平川市簡易水道特別会計予算案
 - 議案第 34 号 平成 25 年度平川市水道事業会計予算案
 - 議案第 35 号 平成 25 年度平川市下水道事業会計予算案
 - 議案第 36 号 平成 25 年度平川市広船財産区一般会計予算案
 - 議案第 37 号 平成 25 年度平川市小和森財産区一般会計予算案
 - 議案第 38 号 平成 25 年度平川市荒田財産区一般会計予算案
 - 議案第 39 号 平成 25 年度平川市大坊財産区一般会計予算案
 - 議案第 40 号 平成 25 年度平川市館田財産区一般会計予算案
 - 議案第 41 号 平成 25 年度平川市柏木町財産区一般会計予算案
 - 議案第 42 号 平成 25 年度平川市大字大光寺財産区一般会計予算案
 - 議案第 43 号 平成 25 年度平川市平田森財産区一般会計予算案
 - 議案第 44 号 平成 25 年度平川市新尾崎財産区一般会計予算案

- 議案第 45 号 平成 25 年度平川市新館財産区一般会計予算案
- 議案第 46 号 平成 25 年度平川市沖館財産区一般会計予算案
- 議案第 47 号 平成 25 年度平川市葛川財産区一般会計予算案
- 議案第 48 号 平成 25 年度平川市吹上・高畑財産区一般会計予算案
- 議案第 49 号 平成 25 年度平川市原田財産区一般会計予算案
- 議案第 50 号 平成 25 年度平川市碓ヶ関財産区一般会計予算案

第4-1 議員提出議案第3号 地方財政の充実・強化を求める意見書（案）の提出について

第5 閉会中における議会運営委員会の継続調査について
閉会中における常任委員会の継続調査について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

○出席議員（19名）

番号	氏名	番号	氏名	番号	氏名
1	石田隆芳	8	工藤竹雄	15	古川昭二
2	鳴海伸仁	9	對馬實	16	成田敏昭
3	今俊一	10	齋藤政子	17	佐藤雄
4	大澤敏彦	11	小笠原勝則	18	福士恵美子
5	山田尚人	12	齋藤剛	19	古川敏夫
6	小野長道	13	齋藤律子	20	小田桐信勝
7	欠	14	田中友彦	—	—

○欠席議員（1名）

佐々木 利正 議員

○地方自治法第121条による出席者

職 名	氏 名	職 名	氏 名
市 長	大 川 喜代治	農業委員会事務局長	樋 口 正 博
副 市 長	佐 藤 一 行	選挙管理委員会事務局長	白 戸 照 夫
総 務 部 長	古 川 鉄 美	監 査 委 員 事 務 局 長	相 馬 正 治
企 画 財 政 部 長	木 村 雅 彦	消 防 長	駒 井 祐 正
市 民 生 活 部 長	一 戸 清 志	平川診療所事務長	内 山 勝 徳
経 済 部 長	奈 良 進	碓ヶ関診療所事務長	狩 野 真
建 設 部 長	中 田 博 光	教育委員会委員長	内 山 浩 子
水 道 部 長	櫻 庭 正 紀	教 育 長	佐 藤 満 廣
尾上総合支所長	葛 西 光 雄	農業委員会会長職務代理	齊 藤 公 郎
碓ヶ関総合支所長	欠 <small>(碓ヶ関診療所事務長兼務)</small>	選挙管理委員会委員長	内 山 久 人
教育委員会事務局長	芳 賀 秀 寿	代 表 監 査 委 員	古 川 敏 明
会 計 管 理 者	菊 池 孝 夫	—	—

○出席事務局職員

職 名	氏 名	職 名	氏 名
事 務 局 長	小 野 勝 一 郎	主 査	古 川 聡 子
議 事 係 長	浅 原 勉	—	—

午前10時02分 開議

○議長
(田中友彦議員)

皆さん、おはようございます。

7番、佐々木利正議員より、本日の本会議を欠席する旨の届出がありました。

農業委員会の古川会長が、本日の会議を欠席する旨の届出があり、代わりに齊藤会長職務代理の出席を許可しておりますので、御了承願います。

ただいまの出席議員は19名で、定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

報道関係者が議場内において、撮影をすることを許可しておりますので御了承願います。

日程第1、始めに総務企画常任委員会に付託した議案についてを議題

○総務企画常任委員会委員長(齋藤政子議員)

とします。

総務企画常任委員会に付託した、議案第4号、議案第17号、議案第18号、議案第21号から議案第24号、議案第51号、議案第59号から議案第66号、請願第2号の17件を一括議題とし、審査の経過と結果について委員長の報告を求めます。

総務企画常任委員会委員長、登壇願います。

10番、齋藤政子議員、登壇。

(総務企画常任委員会委員長登壇)

おはようございます。

総務企画常任委員会における審査の経過と結果について、御報告申し上げます。

当委員会は、去る3月4日の本会議において付託された議案審査のため、3月6日、第1委員会室において開催され、出席委員は7名でございました。

議案説明のため、市長及び関係部長等の出席を求め、会議の書記に小田切将人を採用しました。

当委員会に付託された議案は、条例案1件、補正予算案9件、その他案件6件、請願1件、計17件でございました。

なお、各議案とも提案理由については、説明を省略いたしました。

以下、その審査の内容について御報告申し上げます。

まず、議案第4号平川市議会議員及び平川市長の選挙における選挙公報の発行に関する条例案を議題といたしました。

これに対し委員より、選挙公報の紙面の大きさはどのくらいになるのか質問があり、選挙管理委員会事務局長より、市議会議員選挙公報の紙面の大きさは縦54.6センチメートル、横40.6センチメートルのブラケット版(新聞1ページ分)、市長選挙公報は縦40.6センチメートル、横27.3センチメートルのタブロイド版(新聞2分の1ページ分)である旨の答弁がありました。また、条例案制定の理由について質問があり、選挙管理委員会事務局長より、有権者の判断の一助とし、選挙への関心を高めることで公平・公正な選挙の推進を図ることが制定の理由である旨の答弁がありました。

おおむね、以上の質疑応答を経て、当案件は全会一致で原案どおり可決されました。

次に、議案第17号弘前地区消防事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び弘前地区消防事務組合規約の一部変更についてを議題といたしました。

これに対し委員より、いろいろな問題が内在しており、この委員会で決定するには時期尚早であるという意見がありました。また、消防広域化推進協議会での協議内容を守るべきであるという意見がありました。

おおむね、以上の意見が述べられた後、この問題に対する市町村間の

見解に相違があり、さらに協議する時間が必要で、合併に関する協議の事務的な部分についてまだ整っておらず、時期尚早であることから、本案に対しては賛成できない旨の反対討論を経て、当案件は挙手採決の結果、賛成者なしで否決されました。

次に、議案第18号工事の請負契約についてを議題といたしました。

これに対し委員より、地元の業者が入っていないのはなぜなのか質問があり、総務部長より、入札額が大きく土木等の下請け工事が発生するため、市内の業者の中に条件を満たす特定建設業の許可を受けている業者がなかったためであるという旨の答弁がありました。また、期間内に工事を完成させられるのかという質問があり、保健体育課長より、設計によると完成まで11カ月を要するため、工期内で十分完成できる旨の答弁がありました。

おおむね、以上の質疑応答を経て、当案件は全会一致で原案どおり可決されました。

次に、議案第21号市有財産の減額貸付けについてを議題といたしました。

これに対し委員より、減額されて貸付料はいくらになるのかという質問があり、総務部長より、37万1,700円である旨の答弁がありました。

おおむね、以上の質疑応答を経て、当案件は全会一致で原案どおり可決されました。

次に、議案第22号市有財産の減額貸付けについてを議題といたしました。

当案件は特に異議もなく、全会一致で原案どおり可決されました。

次に、議案第23号市有財産の無償貸付けについてを議題といたしました。

これに対し委員より、無償貸付期間が1年間である理由について質問があり、総務部長より、そばもやしの販売が計画通りいってなく、先行きが不透明である旨の答弁がありました。

おおむね、以上の質疑応答を経て、当案件は全会一致で原案どおり可決されました。

次に、議案第24号財産区有財産の無償譲渡についてを議題といたしました。

当案件は特に異議もなく、全会一致で原案どおり可決されました。

次に、議案第51号平成24年度平川市一般会計補正予算案（第9号）を議題といたしました。

これに対し委員より、土木費について、不動橋の工事の進捗状況について質問があり、土木課長より、今年度の工事の進捗率は95%である旨の答弁がありました。また、農林水産業費県補助金のうち、地域の元気臨時交付金について質問があり、農林課長より、農道の整備に係る平成24年度の国の大型補正であり、農道の整備、用排水路、老朽施設の更新

などを行う事業である旨の答弁がありました。また、非常備消防費について、消防団員報酬が72万円減額となっている理由について質問があり、消防長より、定数に対する定員割れ分が主な理由である旨の答弁がありました。

おおむね、以上の質疑応答を経て、当案件は全会一致で原案どおり可決されました。

次に、議案第59号から議案第66号までの財産区一般会計補正予算案8件を一括して議題といたしました。

当案件は特に異議もなく、全会一致で原案どおり可決されました。

次に、請願第2号地方財政の充実・強化を求める請願を議題といたしました。

紹介議員による趣旨説明の後、特に異議もなく、当案件は全会一致で本案を採択することに決定しました。

以上が、総務企画常任委員会に付託になりました案件の審査の経過と結果であります。

平成25年3月18日、総務企画常任委員会委員長、齋藤政子。

(総務企画常任委員会委員長降壇)

○議長

総務企画常任委員会委員長の報告は終わりました。

議案第4号平川市議会議員及び平川市長の選挙における選挙公報の発行に関する条例案を議題とします。

会議規則第41条の規定により、委員長報告に対する質疑に入ります。御質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長

質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長

討論を終わります。

議案第4号平川市議会議員及び平川市長の選挙における選挙公報の発行に関する条例案について採決します。

委員長報告は原案可決です。

本案を、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長

異議なしと認めます。

よって、議案第4号は、委員長報告のとおり可決されました。

議案第17号弘前地区消防事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び弘前地区消防事務組合規約の一部変更についてを議題とします。

委員長報告に対する質疑に入ります。御質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長

質疑を終わります。

これより討論を行います。

○議長

討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論を終わります。

議案第17号弘前地区消防事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び弘前地区消防事務組合同約の一部変更について採決します。

委員長報告は原案否決です。

したがって、原案について採決いたします。

本案を、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(起立なし)

○議長

起立なし。

よって、議案第17号は、否決されました。

議案第18号工事の請負契約についてを議題とします。

委員長報告に対する質疑に入ります。御質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長

質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長

討論を終わります。

議案第18号工事の請負契約について採決します。

委員長報告は原案可決です。

本案を、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長

異議なしと認めます。

よって、議案第18号は、委員長報告のとおり可決されました。

議案第21号市有財産の減額貸付けについてを議題とします。

委員長報告に対する質疑に入ります。御質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長

質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長

討論を終わります。

議案第21号市有財産の減額貸付けについて採決します。

委員長報告は原案可決です。

本案を、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長

異議なしと認めます。

よって、議案第21号は、委員長報告のとおり可決されました。

議案第22号市有財産の減額貸付けについてを議題とします。

委員長報告に対する質疑に入ります。御質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

- 議長 質疑を終わります。
これより討論を行います。討論ありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長 討論を終わります。
議案第22号市有財産の減額貸付けについて採決します。
委員長報告は原案可決です。
本案を、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
- 議長 異議なしと認めます。
よって、議案第22号は、委員長報告のとおり可決されました。
議案第23号市有財産の無償貸付けについてを議題とします。
委員長報告に対する質疑に入ります。御質疑ありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長 質疑を終わります。
これより討論を行います。討論ありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長 討論を終わります。
議案第23号市有財産の無償貸付けについて採決します。
委員長報告は原案可決です。
本案を、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
- 議長 異議なしと認めます。
よって、議案第23号は、委員長報告のとおり可決されました。
議案第24号財産区有財産の無償譲渡についてを議題とします。
委員長報告に対する質疑に入ります。御質疑ありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長 質疑を終わります。
これより討論を行います。討論ありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長 討論を終わります。
議案第24号財産区有財産の無償譲渡について採決します。
委員長報告は原案可決です。
本案を、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
- 議長 異議なしと認めます。
よって、議案第24号は、委員長報告のとおり可決されました。
議案第51号平成24年度平川市一般会計補正予算案（第9号）を議題と
します。
委員長報告に対する質疑に入ります。御質疑ありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

- 議長 質疑を終わります。
これより討論を行います。討論ありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長 討論を終わります。
議案第51号平成24年度平川市一般会計補正予算案（第9号）について採決します。
委員長報告は原案可決です。
本案を、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
- 議長 異議なしと認めます。
よって、議案第51号は、委員長報告のとおり可決されました。
議案第59号平成24年度平川市荒田財産区一般会計補正予算案（第1号）から議案第66号平成24年度平川市碓ヶ関財産区一般会計補正予算案（第1号）の計8件を一括議題とします。
委員長報告に対する質疑に入ります。なお、質疑のある方は、議案番号を告げてから質問内容に入ってくださいようお願いいたします。御質疑ありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長 質疑を終わります。
これより討論を行います。討論ありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長 討論を終わります。
議案第59号平成24年度平川市荒田財産区一般会計補正予算案（第1号）から、議案第66号平成24年度平川市碓ヶ関財産区一般会計補正予算案（第1号）の計8件を一括採決します。
委員長報告は各議案とも原案可決です。
本案を、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
- 議長 異議なしと認めます。
よって、59号から議案第66号までの8件は、委員長報告のとおり可決されました。
次に、請願第2号地方財政の充実・強化を求める請願を議題とします。
委員長報告に対する質疑に入ります。御質疑ありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長 質疑を終わります。
これより討論を行います。討論ありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長 討論を終わります。
請願第2号地方財政の充実・強化を求める請願について採決します。
委員長報告は、採択すべきものです。

○議長

本案を、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。

よって、請願第2号は、委員長報告のとおり採択と決定されました。

日程第2、建設経済常任委員会に付託した議案についてを議題とします。

建設経済常任委員会に付託した議案第8号、議案第9号、議案第13号から議案第16号、議案第19号、議案第20号、議案第57号、議案第58号、請願第1号、合計11件を一括議題とし、審査の経過と結果について委員長の報告を求めます。

建設経済常任委員会委員長、登壇願います。

6番、小野長道議員、登壇。

(建設経済常任委員会委員長登壇)

○建設経済常任委員会委員長(小野長道議員)

改めて、おはようございます。

建設経済常任委員会における審査の経過と結果について、御報告申し上げます。

当委員会は、去る3月4日の本会議において付託された議案審査のため、3月6日、第2委員会室において開催され、出席委員は7名でございました。

議案説明のため、副市長及び関係部長等の出席を求め、会議の書記には中江貴之を採用しました。

当委員会に付託された議案は、議案8件、補正予算案2件、請願1件、計11件でございました。

なお、各議案とも提案理由については、説明を省略いたしました。

まず、議案第8号平川市都市公園条例の一部を改正する条例案を議題とし、質疑を行いました。

これに対し委員より、提案理由について質問があり、建設部長より、これまで国で定めていた基準を市が独自に条例で定めることで、自主性及び自立性を高める旨の答弁がありました。また、委員より、条例で定められる基準が適用される公園について質問があり、建設部長より、新たに整備する公園も既存の公園もこの基準が適用される旨の答弁がありました。

おおむね、以上の質疑応答を経て、当案件は特に異議もなく全会一致で、原案どおり可決されました。

次に、議案第9号平川市営住宅管理条例の一部を改正する条例案を議題とし、質疑を行いました。

これに対し委員より、いままで定められていた基準との違いについて質問があり、建設部長より、いままで条例で定めていた基準と同様である旨の答弁がありました。

おおむね、以上の質疑応答を経て、当案件は特に異議もなく全会一致

で、原案どおり可決されました。

次に、議案第13号平川市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例案を議題とし、質疑を行いました。

これに対し委員より、特定公園施設の内容について質問があり、建設部長より、都市公園の公園施設のうち園路及び広場、駐車場など、特定の公園施設である旨の答弁がありました。また、委員より、この基準の農村公園への適用について質問があり、建設部長より、都市公園の特定公園施設の基準であるため、農村公園は適用外である旨の答弁がありました。

おおむね、以上の質疑応答を経て、当案件は特に異議もなく全会一致で、原案どおり可決されました。

次に、議案第14号平川市道路法施行条例案を議題とし、質疑を行いました。

当案件は特に異議もなく全会一致で、原案どおり可決されました。

次に、議案第15号平川市移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例案を議題とし、質疑を行いました。

これに対し委員より、議案第13号との違いについて質問があり、建設部長より、両議案とも、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部改正に伴うものだが、13号は特定公園施設、本議案は特定道路の基準の制定である旨の答弁がありました。

おおむね、以上の質疑応答を経て、当案件は特に異議もなく全会一致で、原案どおり可決されました。

次に、議案第16号平川市営住宅等の整備基準を定める条例案を議題とし、質疑を行いました。

これに対し委員より、既存の市営住宅への基準の適用について質問があり、建設部長より、既存の市営住宅にもこの基準が適用される旨の答弁がありました。

おおむね、以上の質疑応答を経て、当案件は特に異議もなく全会一致で、原案どおり可決されました。

次に、議案第19号市道路線の廃止についてを議題とし、質疑を行いました。

これに対し委員より、市道廃止の地域への説明について質問があり、建設部長より、関係者と協議をしたうえで市道廃止をする旨の答弁がありました。

おおむね、以上の質疑応答を経て、当案件は特に異議もなく全会一致で、原案どおり可決されました。

次に、議案第20号市道路線の認定についてを議題とし、質疑を行いました。

これに対し委員より、西野曾江16号線の認定区域について質問があり、建設部長より、舗装された区域の認定である旨の答弁がありました。

おおむね、以上の質疑応答を経て、当案件は特に異議もなく全会一致で、原案どおり可決されました。

次に、議案第57号平成24年度平川市水道事業会計補正予算案（第3号）を議題とし、質疑を行いました。

これに対し委員より、給水収益の減額理由について質問があり、水道部長より、異臭問題による水道使用料の減額が主である旨の答弁がありました。

おおむね、以上の質疑応答を経て、当案件は特に異議もなく全会一致で、原案どおり可決されました。

次に、議案第58号平成24年度平川市下水道事業会計補正予算案（第3号）を議題とし、質疑を行いました。

これに対し委員より、営業外収益の補正理由について質問があり、水道部長より、精査による予算の組み替えである旨の答弁がありました。

おおむね、以上の質疑応答を経て、当案件は特に異議もなく全会一致で、原案どおり可決されました。

次に、請願第1号T P Pへの参加反対の意見書を求める請願を議題とし、意見を求めました。

これに対し委員より、聖域なき関税撤廃から、その国の事情に合わせての交渉参加が進められる方向であるため、交渉への参加反対の意見書を提出する必要性がないとの意見がありました。また、農業についての問題が大きいというのは理解できるが、国政に委ねるという意見で、この参加反対の意見書を提出する必要はないとの意見もありました。

おおむね、以上の意見を経て、挙手により採決をしたところ、全委員が反対し不採択と決定されました。

以上が、建設経済常任委員会に付託になりました案件の審査の経過と結果であります。

平成25年3月18日、建設経済常任委員会委員長、小野長道。

（建設経済常任委員会委員長降壇）

○議長

建設経済常任委員会委員長の報告は終わりました。

議案第8号平川市都市公園条例の一部を改正する条例案を議題とします。

会議規則第41条の規定により、委員長報告に対する質疑に入ります。

御質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長

質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長

討論を終わります。

議案第8号平川市都市公園条例の一部を改正する条例案について採決します。

- 委員長報告は原案可決です。
本案を、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
- 議長 異議なしと認めます。
よって、議案第8号は、委員長報告のとおり可決されました。
議案第9号平川市営住宅管理条例の一部を改正する条例案を議題とします。
委員長報告に対する質疑に入ります。御質疑ありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長 質疑を終わります。
これより討論を行います。討論ありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長 討論を終わります。
議案第9号平川市営住宅管理条例の一部を改正する条例案について採決します。
委員長報告は原案可決です。
本案を、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
- 議長 異議なしと認めます。
よって、議案第9号は、委員長報告のとおり可決されました。
議案第13号平川市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例案を議題とします。
委員長報告に対する質疑に入ります。御質疑ありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長 質疑を終わります。
これより討論を行います。討論ありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長 討論を終わります。
議案第13号平川市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例案について採決します。
委員長報告は原案可決です。
本案を、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
- 議長 異議なしと認めます。
よって、議案第13号は、委員長報告のとおり可決されました。
議案第14号平川市道路法施行条例案を議題とします。
委員長報告に対する質疑に入ります。御質疑ありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長 質疑を終わります。
これより討論を行います。討論ありませんか。

- 議長 (「なし」と呼ぶ者あり)
討論を終わります。
議案第14号平川市道路法施行条例案について採決します。
委員長報告は原案可決です。
本案を、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。
(「異議なし」と呼ぶ者あり)
- 議長 異議なしと認めます。
よって、議案第14号は、委員長報告のとおり可決されました。
議案第15号平川市移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例案を議題とします。
委員長報告に対する質疑に入ります。御質疑ありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)
- 議長 質疑を終わります。
これより討論を行います。討論ありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)
- 議長 討論を終わります。
議案第15号平川市移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例案について採決します。
委員長報告は原案可決です。
本案を、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。
(「異議なし」と呼ぶ者あり)
- 議長 異議なしと認めます。
よって、議案第15号は、委員長報告のとおり可決されました。
議案第16号平川市営住宅等の整備基準を定める条例案を議題とします。
委員長報告に対する質疑に入ります。御質疑ありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)
- 議長 質疑を終わります。
これより討論を行います。討論ありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)
- 議長 討論を終わります。
議案第16号平川市営住宅等の整備基準を定める条例案について採決します。
委員長報告は原案可決です。
本案を、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。
(「異議なし」と呼ぶ者あり)
- 議長 異議なしと認めます。
よって、議案第16号は、委員長報告のとおり可決されました。
議案第19号市道路線の廃止についてを議題とします。
委員長報告に対する質疑に入ります。御質疑ありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)

- 議長 質疑を終わります。
これより討論を行います。討論ありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長 討論を終わります。
議案第19号市道路線の廃止について採決します。
委員長報告は原案可決です。
本案を、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
- 議長 異議なしと認めます。
よって、議案第19号は、委員長報告のとおり可決されました。
議案第20号市道路線の認定についてを議題とします。
委員長報告に対する質疑に入ります。御質疑ありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長 質疑を終わります。
これより討論を行います。討論ありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長 討論を終わります。
議案第20号市道路線の認定について採決します。
委員長報告は原案可決です。
本案を、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
- 議長 異議なしと認めます。
よって、議案第20号は、委員長報告のとおり可決されました。
議案第57号平成24年度平川市水道事業会計補正予算案（第3号）を議
題とします。
委員長報告に対する質疑に入ります。御質疑ありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長 質疑を終わります。
これより討論を行います。討論ありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長 討論を終わります。
議案第57号平成24年度平川市水道事業会計補正予算案（第3号）につ
いて採決します。
委員長報告は原案可決です。
本案を、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
- 議長 異議なしと認めます。
よって、議案第57号は、委員長報告のとおり可決されました。
議案第58号平成24年度平川市下水道事業会計補正予算案（第3号）を
議題とします。

○議長

委員長報告に対する質疑に入ります。御質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長

討論を終わります。

議案第58号平成24年度平川市下水道事業会計補正予算案（第3号）について採決します。

委員長報告は原案可決です。

本案を、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長

異議なしと認めます。

よって、議案第58号は、委員長報告のとおり可決されました。

請願第1号T P Pへの参加反対の意見書を求める請願を議題とします。

委員長報告に対する質疑に入ります。御質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長

質疑を終わります。

討論の通告がありますので、13番、齋藤律子議員の賛成討論の発言を許します。討論は自席でお願いいたします。

13番、齋藤律子議員。

○13番

（齋藤律子議員）

請願第1号T P Pへの参加反対の意見書を求める請願に対し、賛成討論を行います。

民主党政権下でも出された同様の請願は、全会一致で平川市議会で採択をされています。T P P参加反対を叫んで、12月の総選挙で当選した多くの自民党の国会議員に公約を守ってほしいためにも、今回全会一致で採択をしてほしかったが、建設経済常任委員長報告は残念ながら不採択という報告でした。

御承知のように安倍首相は3月15日、T P P交渉参加を表明しました。一たん参加をすれば、守るべきものが守れないのが、T P P交渉の中身だということは表明以降の報道等でも明らかになっています。参加表明はしましたが、正式参加は早くても3カ月以上先だということです。今後、J Aをはじめ広範な諸団体と一層力を合わせ、T P P参加反対の一点で国民的共同を広げていくことが求められています。

反対討論がないということなので、もろもろに対しては反論することができませんが、3月4日宮城県議会は、T P P交渉への参加に反対する意見書を全会一致で可決をしています。閉会を迎える各地の議会からは、次々こうした動きがこれから伝わってくるだろうと思っています。

こういう動きに連動し、平川市議会でも請願第1号に賛成していただくよう、心からお願いを申し上げます。以上、賛成討論といたします。

○議長

次に、反対者の発言を許します。討論ありませんか。

○議長

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論を終わります。

請願第1号T P Pへの参加反対の意見書を求める請願について採決します。

委員長報告は不採択です。

この採決は起立により採決します。

請願第1号を、採択することに賛成の方は起立願います。

(起立少数)

○議長

起立少数です。

よって、請願第1号は、不採択と決定されました。

日程第3、教育民生常任委員会に付託した議案についてを議題とします。

教育民生常任委員会に付託した議案第2号、議案第3号、議案第5号から議案第7号、議案第10号から議案第12号、議案第25号、議案第52号から議案第56号、合計14件を一括議題とし、審査の経過と結果について委員長の報告を求めます。

教育民生常任委員会委員長、登壇願います。

18番、福士恵美子議員、登壇。

(教育民生常任委員会委員長登壇)

○教育民生常任委員会委員長(福士恵美子議員)

おはようございます。

教育民生常任委員会における審査の経過と結果について、御報告申し上げます。

当委員会は、去る3月4日の本会議において付託された議案審査のため、3月6日、第3委員会室において開催され、出席委員は6名でございました。

議案説明のため、教育長及び関係部長等の出席を求め、会議の書記には高阪 仁を採用しました。

当委員会に付託された議案は条例改正案2件、条例案6件、指定管理者の指定等1件、補正予算案5件、計14件でございました。

なお、各議案とも提案理由については、説明を省略いたしました。

以下、その審査の内容について御報告申し上げます。

まず、議案第2号平川市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例案を議題といたしました。

これに対し委員より、他の自治体と同様の改正であるかについて質問があり、市民生活部長より、他の自治体との関連のものではなく、平川市のほかの税や保険料と同じ納期限に設定し、整合性を図るためである旨の答弁がありました。

おおむね、以上の質疑応答を経て、当案件は全会一致で原案どおり可決されました。

次に、議案第3号平川市国民健康保険診療施設条例の一部を改正する

条例案を議題といたしました。

これに対し委員より、運営審議会の委員の構成などについて質問があり、平川診療所事務長より、審議会の委員については規則の中で定めており、人数は10人以内で、平川市国民健康保険の被保険者、平川市国民健康保険診療施設利用者、有識者、その他市長が適当と認める者で構成される旨の答弁がありました。

おおむね、以上の質疑応答を経て、当案件は全会一致で原案どおり可決されました。

次に、議案第5号平川市新型インフルエンザ等対策本部条例案を議題といたしました。

当案件は特に異議もなく、全会一致で原案どおり可決されました。

次に、議案第6号平川市指定地域密着型介護老人福祉施設の入所定員を定める条例案を議題といたしました。

当案件は特に異議もなく、全会一致で原案どおり可決されました。

次に、議案第7号平川市指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に関する基準を定める条例案を議題といたしました。

これに対し委員より、二つの介護サービスの違いについて質問があり、市民生活部長より、地域密着型サービスは要介護認定を受けた平川市民だけが利用できるサービスであり、地域密着型介護予防サービスは要支援認定を受けた方へのサービスである旨の答弁がありました。

おおむね、以上の質疑応答を経て、当案件は全会一致で原案どおり可決されました。

次に、議案第10号平川市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例案を議題といたしました。

これに対し委員より、この条例により市が地域密着型サービスの事業者に対し指導監督権を持つのか、また、財政負担を伴うものなのかどうかについて質問があり、市民生活部長より、この条例はサービス事業者の指定及び指導監督権を有する前提で定められており、サービス事業者の指定の可否について市が担うことになるため、介護サービスの需要と介護保険料への影響などを考慮し、総合的に判断、調整できるものである旨の答弁がありました。

おおむね、以上の質疑応答を経て、当案件は全会一致で原案どおり可決されました。

次に、議案第11号平川市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例案を議題といたしました。

当案件は特に異議もなく、全会一致で原案どおり可決されました。

次に、議案第12号平川市一般廃棄物処理施設の技術管理者の資格を定

める条例案を議題といたしました。

当案件は特に異議もなく、全会一致で原案どおり可決されました。

次に、議案第25号平川市屋内プール（ゆうえい館）の指定管理者の指定及び指定管理者の管理の期間についてを議題といたしました。

これに対し委員より、指定管理者を変更する理由と指定管理料について質問があり、教育委員会事務局長より、現在の指定管理者である礎ヶ関開発から25年度以降指定管理を受託しないとの申し出があり、新しい指定管理先について、市教育委員会及び庁内関係課で協議したところ、プール管理の経験のあるNPO法人平川市体育協会を指定することとしたこと、また指定管理料については、利用料収入が減少傾向にあることや燃料費の高騰などにより、24年度より増額となっている旨の答弁がありました。

おおむね、以上の質疑応答を経て、当案件は全会一致で原案どおり可決されました。

次に、議案第52号平成24年度平川市国民健康保険特別会計補正予算案（第3号）を議題といたしました。

これに対し委員より、高額医療費共同事業及び保険財政共同安定化事業の内容について質問があり、国保年金課長より、国保連が事業主体となり、県内各市町村からの拠出金をもとに、その市町村の高額医療費の額に応じて交付金を交付するという事業で、減額補正については、平川市の高額医療費の件数及び費用額は前年度より伸びているものの、県全体の医療費の動向により、拠出金及び交付金が当初予算より少なくなる見込みとなったものである旨の答弁がありました。

おおむね、以上の質疑応答を経て、当案件は全会一致で原案どおり可決されました。

次に、議案第53号平成24年度平川市介護保険特別会計補正予算案（第3号）を議題といたしました。

これに対し委員より、財政安定化基金貸付金の借入れなど、第5期の介護保険事業計画の見通しについて質問があり、市民生活部長より、歳出の保険給付費はほぼ計画どおりであり、歳入の調整交付金については、交付率が下がる見込みとして減額補正としているが、確定しているものではないとの答弁がありました。

おおむね、以上の質疑応答を経て、当案件は全会一致で原案どおり可決されました。

次に、議案第54号平成24年度平川市後期高齢者医療特別会計補正予算案（第2号）を議題といたしました。

当案件は特に異議もなく、全会一致で原案どおり可決されました。

次に、議案第55号平成24年度平川市国民健康保険診療施設事業診療所特別会計補正予算案（第4号）を議題といたしました。

これに対し委員より、診療収入の状況について質問があり、平川診療

所事務長より、平川診療所について、前年度と比較して患者数が減ったこと、収入額について当初予算と比較すると大きな差があり、減額補正となった旨の答弁がありました。また、碓ヶ関診療所事務長より、当初予算で見込んだ1日当たりの患者数が、実績では下回ったことによる診療収入の減額である旨の答弁がありました。

おおむね、以上の質疑応答を経て、当案件は全会一致で原案どおり可決されました。

次に、議案第56号平成24年度平川市学校給食センター特別会計補正予算案（第3号）を議題といたしました。

当案件は特に異議もなく、全会一致で原案どおり可決されました。

以上が、教育民生常任委員会に付託になりました案件の審査の経過と結果であります。

平成25年3月18日、教育民生常任委員会委員長、福士恵美子。

（教育民生常任委員会委員長降壇）

○議長

教育民生常任委員会委員長の報告は終わりました。

議案第2号平川市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例案を議題とします。

会議規則第41条の規定により、委員長報告に対する質疑に入ります。御質疑ありませんか。

12番、齋藤 剛議員。

○12番

（齋藤 剛議員）

私の聞きちがいではないと思いますが、先ほどの建設経済常任委員長のときもそうでしたけれども、ただいまの教育民生常任委員長の報告でも、各委員会におかれまして提案理由は省略いたしましたとありましたけれども、なんで省略したかを説明するべきが……、例えば、「本議会において説明されましたので、省略しました」と、やるべきが本当ではないかなってそう感じますけれども。それは、私どもはわかってございませぬけれども、これが公表されますと、「からぼねやんでらんでねな」というような感じで、なんで省略したのかという、「本議会において説明したので」と、付け加えればよろしいかと思っておりますけれども。

○議長

今後そうすることにします。

よろしいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長

議案第2号に対して、御質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長

質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長

討論を終わります。

議案第2号平川市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例案について採決します。

- 議長 委員長報告は原案可決です。
本案を委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
異議なしと認めます。
よって、議案第2号は、委員長報告のとおり可決されました。
議案第3号平川市国民健康保険診療施設条例の一部を改正する条例案を議題とします。
委員長報告に対する質疑に入ります。御質疑ありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長 質疑を終わります。
これより討論を行います。討論ありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長 討論を終わります。
議案第3号平川市国民健康保険診療施設条例の一部を改正する条例案について採決します。
委員長報告は原案可決です。
本案を委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
異議なしと認めます。
よって、議案第3号は、委員長報告のとおり可決されました。
議案第5号平川市新型インフルエンザ等対策本部条例案を議題とします。
委員長報告に対する質疑に入ります。御質疑ありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長 質疑を終わります。
これより討論を行います。討論ありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長 討論を終わります。
議案第5号平川市新型インフルエンザ等対策本部条例案について採決します。
委員長報告は原案可決です。
本案を委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
異議なしと認めます。
よって、議案第5号は、委員長報告のとおり可決されました。
議案第6号平川市指定地域密着型介護老人福祉施設の入所定員を定める条例案を議題とします。
委員長報告に対する質疑に入ります。御質疑ありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長 質疑を終わります。

○議長

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論を終わります。

議案第6号平川市指定地域密着型介護老人福祉施設の入所定員を定める条例案について採決します。

委員長報告は原案可決です。

本案を委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長

異議なしと認めます。

よって、議案第6号は、委員長報告のとおり可決されました。

議案第7号平川市指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に関する基準を定める条例案を議題とします。

委員長報告に対する質疑に入ります。御質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長

質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長

討論を終わります。

議案第7号平川市指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に関する基準を定める条例案について採決します。

委員長報告は原案可決です。

本案を委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長

異議なしと認めます。

よって、議案第7号は、委員長報告のとおり可決されました。

議案第10号平川市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例案を議題とします。

委員長報告に対する質疑に入ります。御質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長

質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長

討論を終わります。

議案第10号平川市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例案について採決します。

委員長報告は原案可決です。

本案を委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長

異議なしと認めます。

よって、議案第10号は、委員長報告のとおり可決されました。

議案第11号平川市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例案を議題とします。

委員長報告に対する質疑に入ります。御質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長

質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長

討論を終わります。

議案第11号平川市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例案について採決します。

委員長報告は原案可決です。

本案を委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長

異議なしと認めます。

よって、議案第11号は、委員長報告のとおり可決されました。

議案第12号平川市一般廃棄物処理施設の技術管理者の資格を定める条例案を議題とします。

委員長報告に対する質疑に入ります。御質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長

質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長

討論を終わります。

議案第12号平川市一般廃棄物処理施設の技術管理者の資格を定める条例案について採決します。

委員長報告は原案可決です。

本案を委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長

異議なしと認めます。

よって、議案第12号は、委員長報告のとおり可決されました。

議案第25号については、15番、古川昭二議員に利害関係のある事件でありますので、地方自治法第117条の規定により、古川昭二議員の退席を求めます。

（古川昭二議員退席）

○議長

議案第25号平川市屋内プール（ゆうえい館）の指定管理者の指定及び

指定管理者の管理の期間についてを議題とします。

委員長報告に対する質疑に入ります。御質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長

質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長

討論を終わります。

議案第25号平川市屋内プール(ゆうえい館)の指定管理者の指定及び指定管理者の管理の期間について採決します。

委員長報告は原案可決です。

本案を委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長

異議なしと認めます。

よって、議案第25号は、委員長報告のとおり可決されました。

15番、古川昭二議員の除斥を解きます。

(古川昭二議員入場)

○議長

議案第52号平成24年度平川市国民健康保険特別会計補正予算案(第3号)を議題とします。

委員長報告に対する質疑に入ります。御質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長

質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長

討論を終わります。

議案第52号平成24年度平川市国民健康保険特別会計補正予算案(第3号)について採決します。

委員長報告は原案可決です。

本案を、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長

異議なしと認めます。

よって、議案第52号は、委員長報告のとおり可決されました。

議案第53号平成24年度平川市介護保険特別会計補正予算案(第3号)を議題とします。

委員長報告に対する質疑に入ります。御質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長

質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長

討論を終わります。

議案第53号平成24年度平川市介護保険特別会計補正予算案(第3号)

について採決します。

委員長報告は原案可決です。

本案を、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長

異議なしと認めます。

よって、議案第53号は、委員長報告のとおり可決されました。

議案第54号平成24年度平川市後期高齢者医療特別会計補正予算案（第2号）を議題とします。

委員長報告に対する質疑に入ります。御質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長

質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長

討論を終わります。

議案第54号平成24年度平川市後期高齢者医療特別会計補正予算案（第2号）について採決します。

委員長報告は原案可決です。

本案を、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長

異議なしと認めます。

よって、議案第54号は、委員長報告のとおり可決されました。

議案第55号平成24年度平川市国民健康保険診療施設事業診療所特別会計補正予算案（第4号）を議題とします。

委員長報告に対する質疑に入ります。御質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長

質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長

討論を終わります。

議案第55号平成24年度平川市国民健康保険診療施設事業診療所特別会計補正予算案（第4号）について採決します。

委員長報告は原案可決です。

本案を、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長

異議なしと認めます。

よって、議案第55号は、委員長報告のとおり可決されました。

議案第56号平成24年度平川市学校給食センター特別会計補正予算案（第3号）を議題とします。

委員長報告に対する質疑に入ります。御質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長

質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長

討論を終わります。

議案第56号平成24年度平川市学校給食センター特別会計補正予算案(第3号)について採決します。

委員長報告は原案可決です。

本案を、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長

異議なしと認めます。

よって、議案第56号は、委員長報告のとおり可決されました。

(「休憩」と呼ぶ者あり)

11時30分まで休憩します。

午前11時07分 休憩

午前11時30分 開議

○議長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第4、予算特別委員会に付託した議案についてを議題とします。

予算特別委員会に付託した、議案第26号から、議案第50号までの合計25件を一括議題とし、審査の経過と結果について委員長の報告を求めます。

予算特別委員会委員長登壇願います。

16番、成田敏昭議員、登壇願います。

(予算特別委員会委員長登壇)

○予算特別委員会
委員長(成田敏昭
議員)

3月4日の本会議において、予算特別委員会に付託されました議案25件について、その審査の経過と結果について、御報告申し上げます。

3月4日、議員全員をもって予算特別委員会を組織し、3月12日、13日、14日の3日間、慎重に審査いたしました。

議員全員による委員会でありますので、質疑の内容等は省略し、結果のみ報告を申し上げます。

議案第26号平成25年度平川市一般会計予算案、議案第27号平成25年度平川市国民健康保険特別会計予算案、議案第28号平成25年度平川市介護保険特別会計予算案の3件については、反対討論がありましたので、起立採決の結果、起立多数で原案のとおり可決されました。

議案第29号平成25年度平川市後期高齢者医療特別会計予算案から、議案第50号平成25年度平川市礎ヶ関財産区一般会計予算案までの22件については、異議もなく原案のとおり可決されました。

以上をもって、予算特別委員会の報告を終わります。

平成25年3月18日、予算特別委員会委員長、成田敏昭。

○議長

(予算特別委員会委員長降壇)

予算特別委員会委員長の報告は終わりました。

予算特別委員会に付託になった議案は、議員全員において審査しておりますので、委員長報告に対する質疑は省略いたします。

議案第26号平成25年度平川市一般会計予算案を議題とします。

原案に反対の討論の通告がありますので、13番、齋藤律子議員の反対討論の発言を許します。討論は自席でお願いします。

13番、齋藤律子議員。

○13番

(齋藤律子議員)

議案第26号平成25年度平川市一般会計予算案に対し、反対討論を行います。

開会日の提案理由でも述べているように、政権に復帰した自民党安倍政権の、日本経済再生に向けて打ち出されたアベノミクス政策、三本の矢は従来型のやり方の復活であり、三本の矢は既に折れた矢であると多くの経済学者も、マスコミの報道等を通じ指摘をしているところです。

平川市の平成25年度一般会計予算案は、こうした緊急経済対策に基づく国の平成24年度補正予算をもとに編成され、なおかつ財政健全化目標に沿って、これまでと同様、行財政改革をはじめ、厳しく前年度より圧縮された内容になっているとのことでした。

消えた事業や、事業の縮小もあるなかで、計上された数々の事業の中身は、合併特例債の活用や財政調整基金の取り崩しでの対応が特徴となっています。また、市民の皆さんが日ごろから待ち望んでいた、各種がん検診の無料化や不妊治療などへの助成、数々の子育て支援策、厳しいなかでの教育予算の確保、地籍調査費の計上など、苦しいなかでも心強い手当をしてくれました。公務員給与削減が叫ばれるなか、担当課や職員の皆さんの御労苦には、心から感謝を申し上げます。

予算特別委員会でも反対理由に述べましたが、総務費諸費自衛隊音楽隊演奏会補助金40万円、前年度に引き続きの計上となり、恒例化、恒常的計上になりつつあること。そして、何よりも粗大ごみの有料化の目的に疑義を感じています。実質平成25年7月からの実施に際して、多数問題があることを指摘せざるを得ません。有料化に向けての品目例など中身が煮詰まっていないことや、周知徹底のための住民への説明会の開催なし、負担増があまりにも輕易でたやすい提案であることを指摘させていただきます。

個々には述べたとおりであります。社会保障と税の一体改革の中身が反映されたものともなっています。生活保護基準の見直しに伴う影響が、税や医療、介護、年金など、国民、市民の暮らしに広範囲にわたって及ぼすということが、反対の最大の理由です。

個人住民税非課税となる者の範囲や就学援助制度、保育所の保育料の免除にかかる階層区別、生活保護基準を参考に金額を設定している手当・給付等、広範囲にわたります。そして、地域別最低賃金。こうした多数

の市民、弱者に影響を及ぼす国の方針を踏まえた平成25年度平川市一般会計予算案は、賛成をするわけにはまいりません。よって議案第26号に反対をします。以上討論といたします。

○議長

次に原案に賛成の討論の通告がありますので、2番、鳴海伸仁議員の賛成討論の発言を許します。討論は自席でお願いします。

2番、鳴海伸仁議員。

○2番

(鳴海伸仁議員)

議案第26号平川市一般会計予算案について、賛成の立場で討論いたします。

平成25年度予算は歳入歳出とも、それぞれ169億3,000万円と前年度に比べ3.5%増と積極的な予算であります。

財政規律を保ちながらも、市の経済活性化と長期総合プランを推進するため、各所に創意工夫が見受けられます。

まず、東日本大震災を教訓とした、防災拠点整備、防災無線施設整備、自主防災組織の育成など市民の安心・安全を確保するための、防災対策に多額の予算を計上しております。

次に、第3子以降の保育料無料化や、乳幼児医療費及び、ひとり親家庭等医療費の現物給付事業の継続など、少子化対策にも重点的な配慮がなされております。

また、6次産業化施設整備事業や、新規就農者に対する支援対策など、農業の所得向上や担い手育成についても十分な予算が設けられております。

さらには、町会要望の高いコミュニティ育成奨励金の継続、観光施設整備や観光振興対策にも重点的に予算配分がされております。

一方、当市を取り巻く雇用・経済情勢は、依然として厳しい状況が続いております。そのため、中小企業向けの特別保証制度の継続、さらには市民要望の高い道路・側溝整備や建築関係にも積極的に予算配分するなど、地元経済の活性化を図るための対策が講じられております。

以上のことからわかるとおり、市民生活の安全・安心、福祉施策の充実、雇用・経済対策の観点からも適切な予算であり、賛成するものであります。

○議長

ほかに討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長

討論を終わります。

議案第26号平成25年度平川市一般会計予算案について採決します。

委員長報告は原案可決です。

この採決は起立により採決します。

本案を、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

○議長

起立多数です。

よって議案第26号は、委員長報告のとおり可決されました。

議案第27号平成25年度平川市国民健康保険特別会計予算案を議題とします。

原案に反対の討論の通告がありますので、13番、齋藤律子議員の反対討論の発言を許します。討論は自席でお願いします。

13番、齋藤律子議員。

○13番
(齋藤律子議員)

議案第27号平成25年度平川市国民健康保険特別会計予算案に対し反対をします。

前年度に比べて3%減、金額にして1億2,632万2,000円減の予算案であるということですが、2010年、2011年、2012年と行われてきた一連の国保法の改正と、国保法に関する改定によってたてられた予算案であるということは明白です。国保法に関する国保の広域化や、市町村国保に対し厳しい制裁や、ペナルティーを持つなどの中身が入っています。

1月29日に閣議決定された政府予算案でわかった、市町村国保の特定健診・保健指導負担金の予算額は平成24年度と比べ、4.2%減になっていますが、この予算は今回の平川市の予算案には入っていないということでした。しかし、滞納世帯数の増加や、資格証明書発行数、収納率どれをとっても厳しく、社会保障制度の一環として命を守るという皆保険制度がゆがめられている実態があることから、税率据え置きという措置ではありますが、払う側にとってはあいかわらずの重税感はぬぐいきれないものとなっています。

厳しく展望を持たない財政を司る担当職員の皆さんには、大変申しわけがないのですが、以上のことから、議案第27号平成25年度平川市国民健康保険特別会計予算案に対し反対をします。

○議長

次に、原案に賛成の討論の通告がありますので、8番、工藤竹雄議員の賛成討論の発言を許します。討論は自席でお願いします。

8番、工藤竹雄議員。

○8番
(工藤竹雄議員)

議案第27号平成25年度平川市国民健康保険特別会計予算案について、賛成討論を行います。

国民健康保険制度は、長期の景気停滞による課税所得の減少等により、大変厳しい環境にあります。

本予算案は、平成20年度に設定した保険税率を据え置きし、被保険者の保険税負担の増加を極力抑えることに重点を置き、被保険者が安心して医療が受けられるよう、社会保障制度の根幹である相互扶助の精神に基づき、国保事業が健全に運営されることを考慮したものであることから、議案第27号に賛成するものであります。以上であります。

○議長

ほかに討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長

討論を終わります。

議案第27号平成25年度平川市国民健康保険特別会計予算案について採決します。

○議長

委員長報告は原案可決です。

この採決は起立により採決します。

本案を、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

起立多数です。

よって議案第27号は、委員長報告のとおり可決されました。

議案第28号平成25年度平川市介護保険特別会計予算案を議題とします。

原案に反対の討論の通告がありますので、13番、齋藤律子議員の反対討論の発言を許します。討論は自席でお願いします。

13番、齋藤律子議員。

○13番
(齋藤律子議員)

議案第28号平成25年度平川市介護保険特別会計予算案に対し、反対をします。

昨年4月からの改正介護保険法、改定介護報酬の実施から2回目の予算案となっています。

生活援助の時間短縮など盛り込まれた、第5期事業計画は高齢者にとっては生活の危機、事業者にとっては経営危機などが利用者や事業者から報告されています。

平川市の介護が利用者にとって質の高いものになるように、日々努力をしている担当課、関係者の御労苦には心から敬意を申し上げます。しかし、改定から引き起こしている実態から、議案第28号平成25年度平川市介護保険特別会計予算案に反対をさせていただきます。以上です。

○議長

次に、原案に賛成の討論の通告がありますので、1番、石田隆芳議員の賛成討論の発言を許します。討論は自席でお願いします。

1番、石田隆芳議員。

○1番
(石田隆芳議員)

議案第28号平成25年度平川市介護保険特別会計予算案について、賛成の立場から討論いたします。

平川市第5期介護保険事業計画の初年度となります、平成24年度の介護給付費は、ほぼ計画どおりに推移しております。

この介護保険事業計画の2年目となります、平成25年度予算におきましても、平川市の高齢化率が28%以上と全国平均を大きく超えるなか、介護を必要とする高齢者、またそれを支える家族が安心して暮らせるために、必要な介護サービスを利用するための給付費を、適正に確保しているものであります。

また、給付費が年々増加するなか、適正なサービスの提供を行うための適正化事業の費用や、要介護者とならないための介護予防にも十分配慮された予算となっていることから、本予算案に賛成するものであります。以上です。

○議長

ほかに討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

- 議長 討論を終わります。
議案第28号平成25年度平川市介護保険特別会計予算案について採決します。
委員長報告は原案可決です。
この採決は起立により採決します。
本案を、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。
(起立多数)
- 議長 起立多数です。
よって議案第28号は、委員長報告のとおり可決されました。
議案第29号平成25年度平川市後期高齢者医療特別会計予算案を議題とします。
これより討論を行います。討論ありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)
- 議長 討論を終わります。
議案第29号平成25年度平川市後期高齢者医療特別会計予算案について採決します。
委員長報告は原案可決です。
本案を、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。
(「異議なし」と呼ぶ者あり)
- 議長 異議なしと認めます。
よって議案第29号は、委員長報告のとおり可決されました。
議案第30号平成25年度平川市国民健康保険診療施設事業診療所特別会計予算案を議題とします。
これより討論を行います。討論ありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)
- 議長 討論を終わります。
議案第30号平成25年度平川市国民健康保険診療施設事業診療所特別会計予算案について採決します。
委員長報告は原案可決です。
本案を、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。
(「異議なし」と呼ぶ者あり)
- 議長 異議なしと認めます。
よって、議案第30号は、委員長報告のとおり可決されました。
議案第31号平成25年度平川市学校給食センター特別会計予算案を議題とします。
これより討論を行います。討論ありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)
- 議長 討論を終わります。
議案第31号平成25年度平川市学校給食センター特別会計予算案について採決します。

- 委員長報告は原案可決です。
本案を、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
- 議長 異議なしと認めます。
よって、議案第31号は、委員長報告のとおり可決されました。
次に、議案第32号平成25年度平川市尾上地区住宅団地温泉事業特別会計予算案を議題とします。
これより討論を行います。討論ありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長 討論を終わります。
議案第32号平成25年度平川市尾上地区住宅団地温泉事業特別会計予算案について採決します。
委員長報告は原案可決です。
本案を、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
- 議長 異議なしと認めます。
よって、議案第32号は、委員長報告のとおり可決されました。
議案第33号平成25年度平川市簡易水道特別会計予算案を議題とします。
これより討論を行います。討論ありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長 討論を終わります。
議案第33号平成25年度平川市簡易水道特別会計予算案について採決します。
委員長報告は原案可決です。
本案を、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
- 議長 異議なしと認めます。
よって、議案第33号は、委員長報告のとおり可決されました。
議案第34号平成25年度平川市水道事業会計予算案を議題とします。
これより討論を行います。討論ありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長 討論を終わります。
議案第34号平成25年度平川市水道事業会計予算案について採決します。
委員長報告は原案可決です。
本案を、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
- 議長 異議なしと認めます。
よって、議案第34号は、委員長報告のとおり可決されました。
議案第35号平成24年度平川市下水道事業会計予算案を議題とします。

○議長

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論を終わります。

議案第35号平成25年度平川市下水道事業会計予算案について採決します。

委員長報告は原案可決です。

本案を、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長

異議なしと認めます。

よって、議案第35号は、委員長報告のとおり可決されました。

議案第36号平成25年度平川市広船財産区一般会計予算案から、議案第50号平成25年度平川市碓ヶ関財産区一般会計予算案の計15件を一括議題とします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長

討論を終わります。

それでは、議案第36号平成25年度平川市広船財産区一般会計予算案から、議案第50号平成25年度平川市碓ヶ関財産区一般会計予算案の計15件について一括採決します。

委員長報告は各議案とも原案可決です。

委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長

異議なしと認めます。

よって、議案第36号から議案第50号までの15件は、委員長報告のとおり可決されました。

議案配布のため、暫時休憩します。

(書記議案配布)

午前11時52分 休憩

午前11時54分 開議

○議長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

ただいま配布しましたとおり、総務企画常任委員会委員長より、議員提出議案1件が提出されました。

お諮りします。

議員提出議案第3号地方財政の充実・強化を求める意見書(案)の提出について、この1件を会議規則第21条の規定により、日程第4の次に日程第4の1として追加し、直ちに議題とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長

異議なしと認めます。

議員提出議案第3号を、日程第4の次に日程第4の1として追加し、直ちに議題とすることに決定いたしました。

日程第4の1、議員提出議案第3号地方財政の充実・強化を求める意見書（案）の提出についてを議題とします。

議員提出議案第3号については、委員会提出の議案でありますので、会議規則第37条第2項の規定により、委員会付託を省略し、直ちに審議いたします。

この件につきましては、先ほど、請願第2号が、総務企画常任委員会委員長報告のとおり、本会議において採択された案件に関するものです。

提案者の提案理由を求めます。

総務企画常任委員会委員長、登壇。

10番、齋藤政子議員、登壇。

（総務企画常任委員会委員長登壇）

○総務企画常任委員会委員長（齋藤政子）

議員提出議案第3号地方財政の充実・強化を求める意見書（案）の提出について、その提案理由を説明申し上げます。

急速な高齢社会が到来し、国の歳出に占める社会保障関係費の割合は5割を超え、社会保障の機能強化と持続可能性の確保が一層重要となっています。社会保障においては、子育て、医療、介護など、多くのサービスを提供する地方自治体の役割が高まっており、安心できる社会保障制度を確立するためにも、安定した財源の確保が重要です。また、全国の経済状況は依然として停滞しており、地域の雇用確保、社会保障の充実など、地域のセーフティネットとしての地方自治体が果たす役割はますます重要となっています。

特に、地域経済と雇用対策の活性化が求められるなかで、とりわけ介護・福祉施策の充実、農林水産業の振興、クリーンエネルギーの開発など、雇用確保と結びつけ、これらの政策分野の充実・強化が求められています。また、地方はこれまで給与の独自削減や人員削減を行うなど、既に国を上回る不断の行革を実施していることや地域経済の状況も考慮いただき、地方において自主的かつ適切な対応が図れるよう、地方交付税総額の確保に十分配慮すべきです。

このため、2013年度の地方財政予算全体の安定確保に向けて、政府に対策を求めるため意見書を提案するものであります。

意見書の案につきましては、請願書に添付されたものを参考にしておりますので、この場で朗読は省略しますが、何とぞ、主旨を御理解いただき可決くださいますよう、議員の皆様のご賛同をよろしくお願い申し上げます。よろしくお願い申し上げます。

（総務企画常任委員会委員長降壇）

○議長

これより質疑を行います。御質疑ありませんか。

- 議長 (「なし」と呼ぶ者あり)
質疑を終わります。
これより討論を行います。討論ありませんか。
- 議長 (「なし」と呼ぶ者あり)
討論を終わります。
議員提出議案第3号地方財政の充実・強化を求める意見書(案)の提出について採決します。
本案を、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。
- 議長 (「異議なし」と呼ぶ者あり)
異議なしと認めます。
よって、議員提出議案第3号は、原案のとおり可決されました。
お諮りします。
ただいま意見書(案)が可決されましたが、会議規則第43条の規定により、その条項、字句、数字その他の整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任されたいと思います。
これに御異議ありませんか。
- 議長 (「異議なし」と呼ぶ者あり)
異議なしと認めます。
条項、字句、数字その他の整理は議長に委任することに決定いたしました。
日程第5、閉会中における議会運営委員会の継続調査について、閉会中における各常任委員会の継続調査についてを議題とします。
始めに議会運営委員長より、議会運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項についての継続調査の申し出がありました。また、各常任委員長より、各委員会の所管事務調査についてを閉会中における継続調査としたい旨の申し出がありました。
お諮りします。
申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することに御異議ありませんか。
- 議長 (「異議なし」と呼ぶ者あり)
異議なしと認めます。
よって、議会運営委員長及び各常任委員長の申し出のとおり、閉会中における継続調査に付することに決定いたしました。
なお、各常任委員会においては、調査期日、調査の内容、その他細部について、各常任委員会で協議の上、実施していただきたいと思います。
以上で、本定例会に付議された案件の審議は、全部終了いたしました。
よって、会議を閉じます。
これをもって、平成25年第1回平川市議会定例会を閉会します。

午後12時02分 閉議及び閉会